第二号様式注(1)の表を次のように改める。

運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字	ラテン文字	運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字	ラテン文字	運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字	ラテン文字	運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字	ラテン文字
札幌	ＳＰＳ	高崎	ＧＭＴ	石川	ＩＫＩ	和歌山	ＷＫＷ
札	ＳＰ	群馬	ＧＭＧ	石	ＩＫ	和	ＷＫ
函館	ＨＤＨ	群	ＧＭ	長野	ＮＮＮ	鳥取	ＴＴＴ
函	ＨＤ	大宮	ＳＴＯ	松本	ＮＮＭ	鳥	ＴＴ
旭川	ＡＫＡ	川口	ＳＴＷ	諏訪	ＮＮＳ	島根	ＳＮ
旭	ＡＫ	川越	ＳＴＧ	長	ＮＮ	島	ＳＭ
室蘭	ＭＲＭ	所沢	ＳＴＴ	福井	ＦＩ	岡山	ＯＹＯ
室	ＭＲ	熊谷	ＳＴＫ	岐阜	ＧＦＧ	倉敷	ＯＹＫ
釧路	ＫＲＫ	春日部	ＳＴＢ	飛騨	ＧＦＨ	岡	ＯＹ
釧	ＫＲ	越谷	ＳＴＹ	岐	ＧＦ	広島	ＨＳＨ
帯広	ＯＨＯ	埼玉	ＳＴＳ	静岡	ＳＺＳ	福山	ＨＳＦ
帯	ＯＨ	埼	ＳＴ	浜松	ＳＺＨ	広	ＨＳ
北見	ＫＩＫ	千葉	ＣＢＣ	沼津	ＳＺＮ	下関	ＹＵＳ
北	ＫＩ	成田	ＣＢＴ	伊豆	ＳＺＩ	山口	ＹＵＹ
青森	ＡＭＡ	習志野	ＣＢＮ	富士山	ＳＺＦ	山	ＹＵ
八戸	ＡＭＨ	袖ヶ浦	ＣＢＳ	静	ＳＺ	徳島	ＴＳＴ
青	ＡＭ	野田	ＣＢＤ	名古屋	ＡＣＮ	徳	ＴＳ
盛岡	ＩＴＭ	柏	ＣＢＫ	豊橋	ＡＣＴ	香川	ＫＡＫ
岩手	ＩＴＩ	千	ＣＢ	岡崎	ＡＣＺ	香	ＫＡ
平泉	ＩＴＨ	品川	ＴＫＳ	三河	ＡＣＭ	愛媛	ＥＨ
岩	ＩＴ	世田谷	ＴＫＧ	豊田	ＡＣＹ	高知	ＫＣＫ
仙台	ＭＧＳ	品	ＴＯＳ	一宮	ＡＣＩ	高	ＫＣ
宮城	ＭＧＭ	練馬	ＴＫＮ	尾張小牧	ＡＣＯ	福岡	ＦＯＦ
宮	ＭＧ	杉並	ＴＫＭ	春日井	ＡＣＫ	北九州	ＦＯＫ
秋田	ＡＴＡ	練	ＴＯＮ	愛	ＡＣ	久留米	ＦＯＲ
秋	ＡＴ	足立	ＴＫＡ	三重	ＭＥＭ	筑豊	ＦＯＣ
山形	ＹＡ	足	ＴＯＡ	鈴鹿	ＭＥＳ	福	ＦＯ
庄内	ＹＡＳ	八王子	ＴＫＨ	三	ＭＥ	佐賀	ＳＡＳ
福島	ＦＳ	多摩	ＴＫＴ	滋賀	ＳＩＳ	佐	ＳＡ
会津	ＦＳＡ	多	ＴＯＴ	滋	ＳＩ	長崎	ＮＳ
郡山	ＦＳＫ	横浜	ＫＮＹ	京都	ＫＴＫ	佐世保	ＮＳＳ
いわき	ＦＳＩ	川崎	ＫＮＫ	京	ＫＴ	熊本	ＫＵＫ
水戸	ＩＧＭ	湘南	ＫＮＮ	大阪	ＯＳＯ	熊	ＫＵ
土浦	ＩＧＴ	相模	ＫＮＳ	なにわ	ＯＳＮ	大分	ＯＴ
つくば	ＩＧＫ	神	ＫＮ	堺	ＯＳＳ	宮崎	ＭＺ
茨城	ＩＧＩ	山梨	ＹＮ	和泉	ＯＳＺ	鹿児島	ＫＯＫ
茨	ＩＧ	富士山	ＹＮＦ	大	ＯＳ	奄美	ＫＯＡ
宇都宮	ＴＧＵ	新潟	ＮＧＮ	泉	ＯＳＩ	鹿	ＫＯ
那須	ＴＧＮ	長岡	ＮＧＯ	神戸	ＨＧＫ	沖縄	ＯＮＯ
とちぎ	ＴＧＣ	新	ＮＧ	姫路	ＨＧＨ	沖	ＯＮ
栃木	ＴＧＴ	富山	ＴＹＴ	兵	ＨＧ		
栃	ＴＧ	富	ＴＹ	奈良	ＮＲＮ		
前橋	ＧＭＭ	金沢	ＩＫＫ	奈	ＮＲ		

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年運輸省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「

鹿児島運輸支局及び奄美自動車検査登録事務所	鹿　児

」を「

鹿児島運輸支局
奄美自動車検査登録事務所

	鹿　児
	奄　美

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十一月十七日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に道路運送車両法の規定により登録された自動車登録番号又は指定を受けた車両番号であって、この省令の施行により新たに自動車登録規則第十三条又は道路運送車両法施行規則（次項において「車両規則」という。）第三十六条の十七、第三十六条の十八若しくは第六十三条の二第四項に規定する基準に適合しないこととなったものについては、この省令による改正後の自動車登録規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行後に道路運送車両法又は車両規則の規定により貸与する臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は臨時運転番号標の様式については、この省令による改正後の車両規則第三号様式備考(2)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。